

農 林 水 産

財務省

2021年4月30日

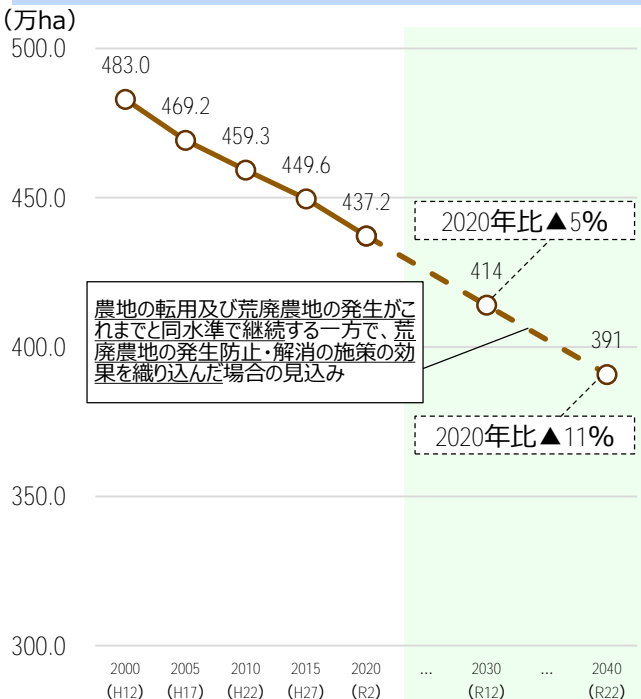
1. 農業経営の構造変化をめぐる論点

2. 米・水田農業の現状分析と今後の課題

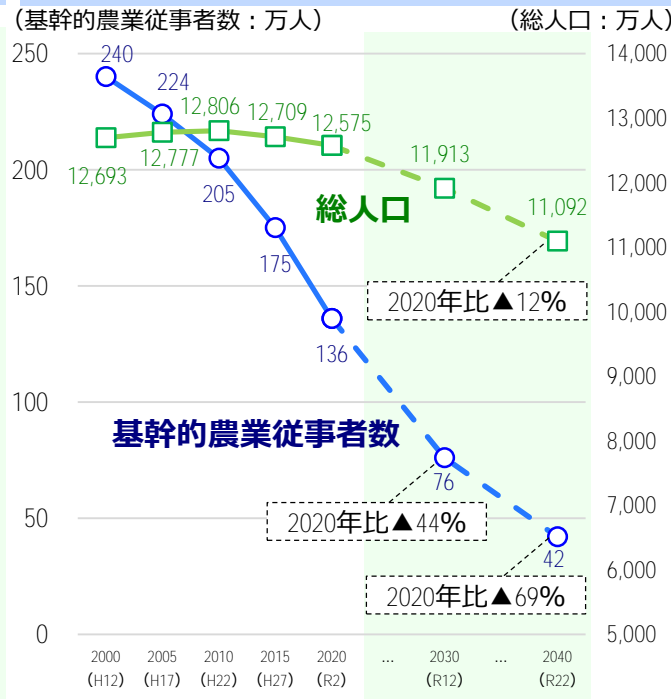
農地面積・農業人口の減少と今後の見通し

- 農地については、足もとで437万haとなっているが、農林水産省の試算を踏まえれば、荒廃農地の発生抑制等の取組を続ける前提でそのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には5%減少、20年後には11%減少する見通し。
 - 一方、基幹的農業従事者数で見ると、足もとの136万人に対し、そのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には44%減少、20年後には69%減少する見通し。
- (注)「基幹的農業従事者」とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
- 基幹的農業従事者1人当たりで見れば、10年後には概ね2倍、20年後には概ね3倍の農地の集積を達成していることが必要となる。農地の集積は、個々の農業従事者の生産性向上に加え、我が国農地の減少の抑制という観点からも重要。

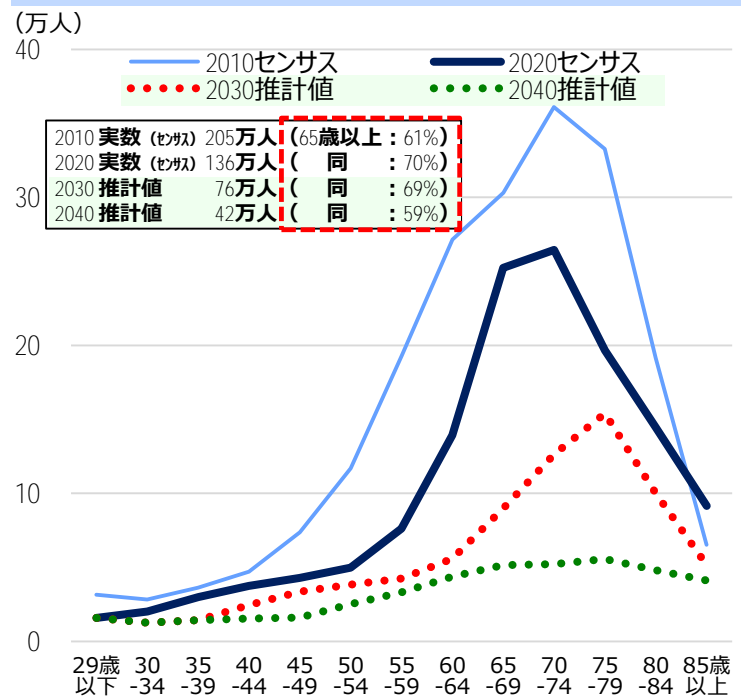
1. 農地面積の減少



2. 基幹的農業従事者数の減少



3. 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移及び将来推計



(出所) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、2030年の数値は、農林水産省「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に関する参考資料「農地の見通しと確保」」
(注) 2040年の数値は、2031年以降も2020～2030年までのすう勢（減少割合）が続くものと仮定して財務省において機械的に推計。

(出所) 基幹的農業従事者数：農林水産省「農林業センサス」を基に、財務省において独自に推計。
2015年までの総人口：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」、2020年総人口：総務省「人口推計（2020年9月1日現在（確定値））」、2030年以降の総人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」（出生中位・死亡中位）」
(注)「基幹的農業従事者数」の将来推計における主な前提は以下のとおり。
・29歳以下は、「2020年農林業センサス」の数値を将来にわたって横置き
・30歳以上の増減割合は、5歳単位毎にそれぞれ2015～2020年の増減割合で推移すると仮定

担い手への農地の集積状況と課題

- 農業人口の減少の下、担い手への農地集積は着実に進んできている。一方、その担い手の有する農地が分散していることなどから、これ以上の引受けが困難とする声も多い。
- さらに農業人口の減少が進む中で、荒廃農地の発生を抑制し、さらなる農地集積を進めるためには、分散している農地の集約度を高めることが不可欠。そのためには、実効的な集約推進のための制度の構築や集約状況の指標化・KPI化が必要ではないか。

1. 経営規模の変化（経営耕地面積の内訳：経営規模別）

<<ここ20年で割合減>> ← | → <<ここ20年で割合増>>

(単位：万ha)

区分	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～20.0ha	20.0～30.0ha	30.0～50.0ha	50.0～100.0ha	100.0～150.0ha	150.0ha以上	合計
2000年	77.8 (20.8%)	126.1 (33.8%)		39.3 (10.5%)	32.6 (8.7%)	97.6 (26.1%)						373.4 (100.0%)
2020年	30.2 (9.3%)	55.5 (17.0%)		25.6 (7.9%)	32.9 (10.1%)	181.4 (55.7%)						325.7 (100.0%)
		33.8 (10.4%)	21.7 (6.7%)			35.4 (10.9%)	26.2 (8.0%)	38.1 (11.7%)	43.8 (13.4%)	13.6 (4.2%)	24.3 (7.5%)	

(出所) 農林水産省「農林業センサス」(2020年は概数値)

(注1) 「経営耕地面積」とは、農業経営体(2000年は販売農家)が経営する耕地をいう。「農業経営体」とは、①経営耕地面積(所有・貸付・耕作放棄+借入)が30a以上のもの、②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上(肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など)の農業を行うもの、③受託して農作業を行うもの(世帯、法人、任意組織)をいう。

(注2) 表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積における経営規模区分毎の面積の割合である。

2. 専ら農業を営む者への農地の集積（経営耕地面積及び農業経営体数の内訳：主体別）

(単位：万ha、万経営体)

2010年	組織経営体+主業農家 217.8 (60.0%)		準主業農家+副業的農家等 145.3 (40.0%)	363.2万ha
	39.1 (23.3%)	128.8 (76.7%)		167.9万経営体
2020年	216.0 (66.3%)		109.6 (33.7%)	325.7万ha
	26.9 (25.0%)	80.7 (75.0%)		107.6万経営体

用語：「組織経営体」とは、農業経営体のうち家族経営体(個人経営体(農家))に該当しない者をいう。

「主業農家」とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「準主業農家」とは、農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「副業的農家」とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

(出所) 農林水産省「農林業センサス(組替集計)」(2020年は概数値)

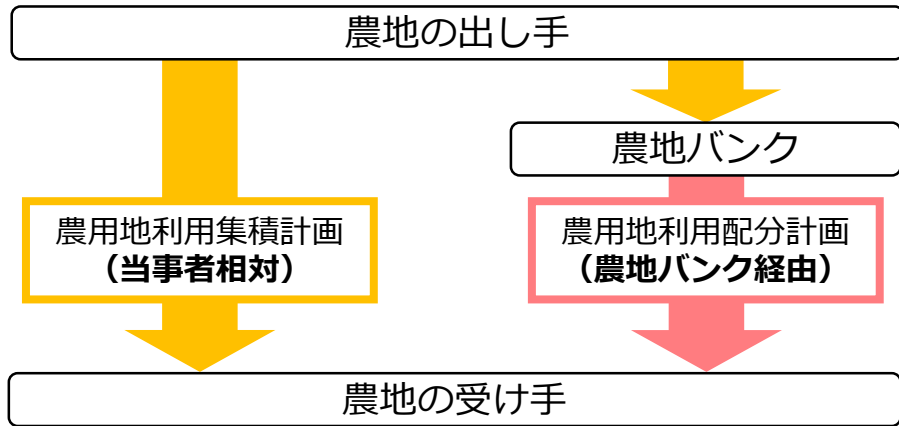
(注1) 「副業的農家等」には、副業的農家、自給的農家及び農業サービスのみの行う世帯等を含む。

(注2) 表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積及び全農業経営体数における主体区分毎の面積及び経営体数の割合である。

(注3) 2020年は「団体経営体+主業経営体」及び「準主業経営体+副業経営体」の数値である。

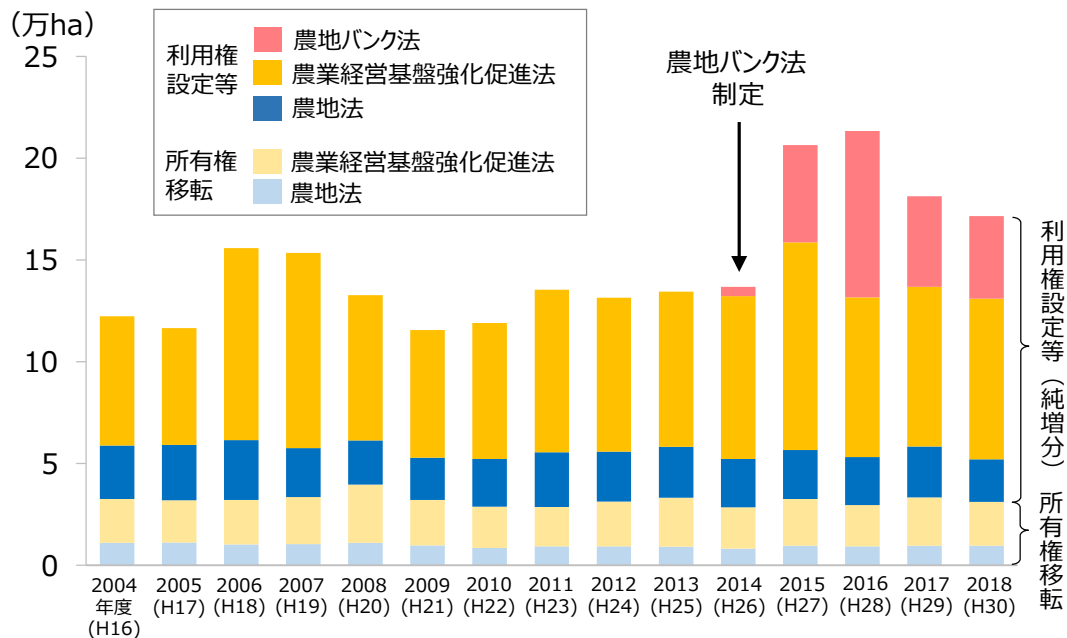
[参考] 農地バンク等による農地利用調整と人・農地プラン

農地の貸借を促進する主な手法



(※) これらの手法以外に、農地法第3条に基づく農業委員会の許可がある。

農地の権利移動面積 (フロー)



(出所) 農林水産省資料

人・農地プランの実質化

- 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
- 人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、以下のステップを踏むことにより、人・農地プランの実質化を図る必要。

1. アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2. 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話し合いの場で活用。

3. 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

人・農地プランの実質化の取組状況 (2019年度末)

既に実質化されている地区

地区数：18,826
(農地面積：180万ha)

実質化に取り組む地区

地区数：48,790
(農地面積：212万ha)

67,616地区 (392万ha)

(注) 上記の取組状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、「耕地及び作付面積統計」による耕地面積とは必ずしも一致しない。

地域類型別に見た農地の集積状況

- 経営耕地面積について農業地域類型区分毎に主体別の内訳を見ると、平地農業地域では他の地域と比較して組織経営体及び主業農家の占める割合が大きいことが見て取れる。一定の規模の農業を展開するにあたって最も条件が良いと考えられる平地農業地域を中心に、さらなる集積・集約を進めていくことが必要ではないか。

地域類型別に見た専ら農業を営む者への農地の集積（経営耕地面積の内訳：地域類型別・主体別）

組織経営体+主業農家
 準主業農家+副業的農家等

【2015年】 345.1万ha

(単位：万ha)

地域類型	組織経営体+主業農家	準主業農家+副業的農家等	合計
① 都市的地域	23.5 (49.8%)	23.7 (50.2%)	47.3 [13.7%]
② 平地農業地域	113.5 (67.8%)	53.9 (32.2%)	167.5 [48.5%]
③ 中間農業地域	57.7 (59.9%)	38.7 (40.1%)	96.5 [28.0%]
④ 山間農業地域	20.4 (60.0%)	13.6 (40.0%)	33.9 [9.8%]

【農業地域類型区分】

区 分	定 義
① 都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID（人口集中地区）面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の地域。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の地域。ただし、林野率80%以上の地域は除く。
② 平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の地域。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の地域。
③ 中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の地域。 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の地域。
④ 山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の地域。

(出所) 農林水産省「2015年農林業センサス（組替集計）」

(注1) 「副業的農家等」には、副業的農家、自給的農家及び農業サービスのみを行う世帯等を含む。

(注2) 表中の括弧書きは、農業地域類型毎の経営耕地面積における主体区分毎の面積の割合、表外の括弧書きは、経営耕地の合計面積における農業地域類型区分毎の面積の割合である。

農産物の輸出拡大の意義

- これまで我が国農業については、諸外国と比較して不利な国土条件等の制約要因がある中で、自国内の食料の安定供給を図ることを主眼とした取組を進めてきており、海外市場への展開までは至らなかった。
- 近年、少子高齢化に伴う人口減少等により、食の市場規模が縮小傾向にある一方、世界的な日本食の普及やアジア諸国の所得向上により日本の農産物需要の拡大は現実的なものとなっております、実際に高い農業技術を生かし、海外マーケットに進出し始めている。
- そうした環境変化の下、政府として、農産物の輸出を我が国農政の柱の一つに位置づけ、農林水産物・食品の輸出額2030年5兆円目標（うち農産物1.4兆円）を掲げている。足もとの農産物の輸出額は約0.3兆円にとどまる中、当該目標の達成に向けて、昨年12月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえて、生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓を一体的に支援していく必要がある。その際には農業従事者の所得の向上を実現することも重要である。

農林水産物・食品の輸出実績・輸出目標

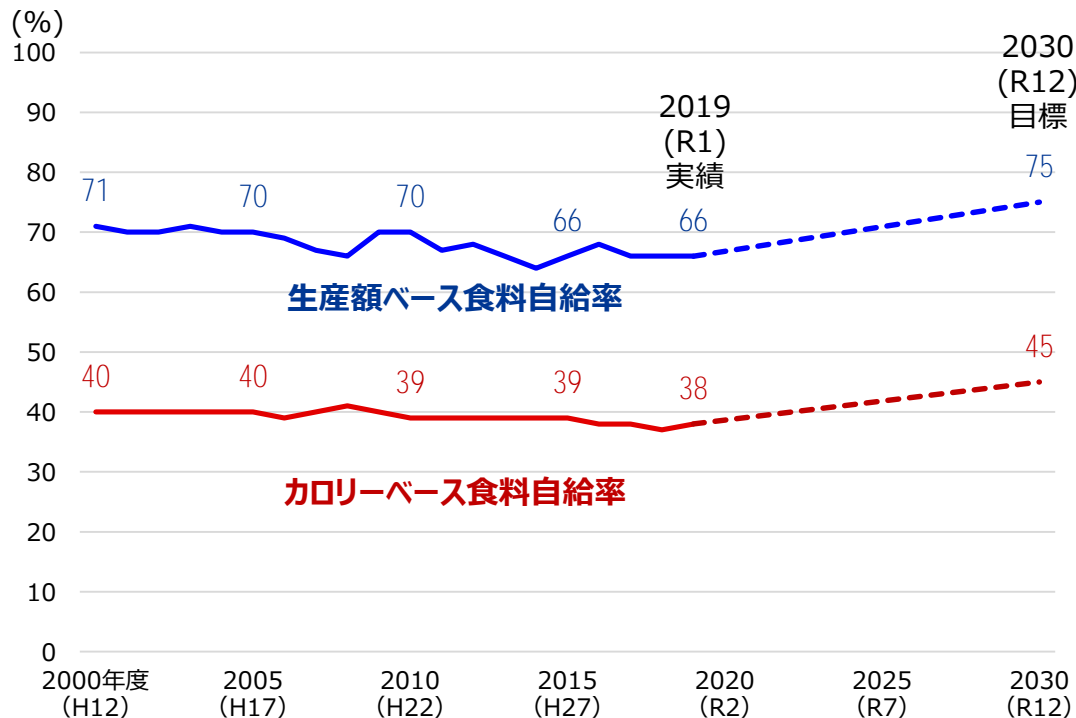


(出所) 農林水産省 農林水産物・食品輸出本部資料を基に作成
(注) 少額貨物（1ロット20万円以下）は上記の内訳には含まれていない。

輸出拡大と食料自給率

- 食料自給率は、食料の安定供給の確保に係る指標として、その分母を国内消費量、その分子を国内生産量として算出するもの。 これまでは輸入を国産に置き換えることを中心に食料自給率を高めることを目指してきたが、ここ20年で見ると、ほぼ横ばいとなっている。
- 今後さらに取組を加速化させる輸出拡大は国内生産量を増加させるものであり、食料自給率向上につながる。 例えば、2030年度（令和12年度）の食料自給率はカロリーベースで足もとから7%上昇する目標となっているが、そのうち輸出5兆円目標が達成された場合の輸出増による寄与分は3%として織り込まれている。
- なお、食料自給率は食生活の内容によって大きく左右されるものであることから、食料安全保障の観点からは、我が国の農業資源、農業者、農業技術といった潜在的生産能力（食料自給力）といった考え方も重要となる。

1. 食料自給率の推移



(出所) 農林水産省資料より抜粋

2. 食料自給率（生産額ベース）の計算方法

輸出量を含む

$$\frac{\left[\text{国内生産額} \right]}{\left[\text{国内消費仕向額} \right]} = 66\%$$

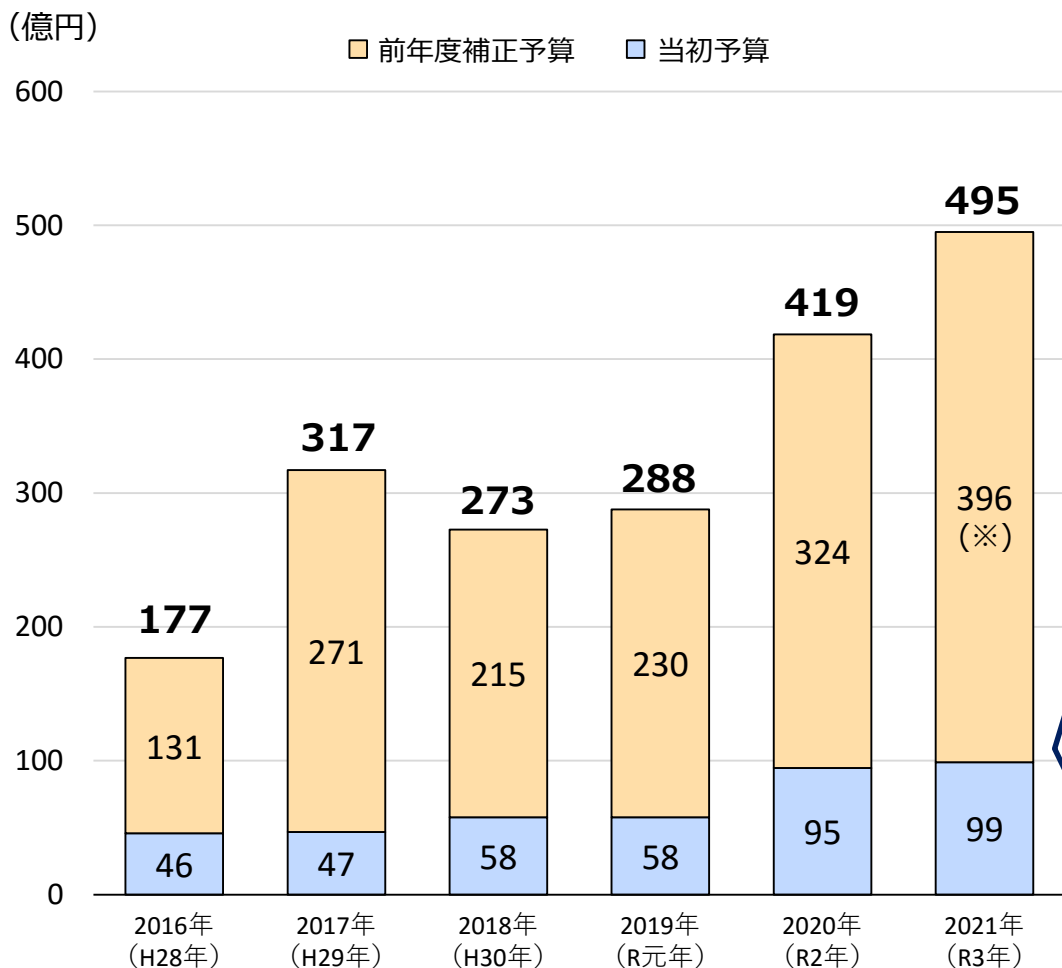
【2019年度】(令和元)

(※) 国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量

[参考1] 輸出促進のための予算措置状況

○ 近年、輸出に向けた生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓等の関連予算は増加してきており、直近6年間の関連予算の総額は約2,000億円。これらの支援策について、輸出拡大に向けた具体的な成果目標を設定し、不断の検証・見直しを行うことが重要。

輸出予算の推移



【主な予算措置の内容】

(単位：億円)
※主な事業のみ記載

項目	当初	補正
1. 輸出に向けた生産体制の強化支援		
(当初 13, 補正217)		
グローバル産地づくり	13	15
農畜産物輸出拡大施設整備	—	80
水産物輸出拡大対策	—	56
2. 輸出障壁の解消支援		
(当初 36, 補正112)		
輸出環境整備推進事業	17	16
HACCP等対応の輸出向け施設整備	10	90
3. 海外での販路開拓支援		
(当初 29, 補正39)		
海外需要創出等支援対策	29	37
海外での供給網再構築対策【新規】	—	2
4. その他		
(当初 21, 補正27)		
輸出物流構築緊急対策【新規】	—	5
畜産物輸出コンソーシアム推進対策【新規】	—	22

(※) この他、輸出関連事業として「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 (290億円)」等がある。

[参考2] 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（概要）

- 昨年12月、政府は「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。マーケットのニーズを踏まえ輸出重点品目を特定し、生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓等を支援していくこと等を明記。

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定

- ① 輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ② 重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③ 品目団体の組織化と海外における国の支援体制の整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- ① リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押し
- ② 専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」を具体化、輸出産地形成を重点的に支援
- ③ 大口ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築のため、港湾等の利活用、輸出物流拠点の整備等

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- ① 輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ② 輸出先国の規制やニーズに対応したHACCP施設等の整備目標の設定、目標達成に向けた認定迅速化
- ③ 日本の強みを守るための知的財産の流出防止対策の強化等

当面の課題

① 輸出先国における事業者の支援体制

日本は輸出品目ごとに生産から輸出を包含し、消費者調査等を行う団体が未整備。現地商流の開拓、規制の情報収集等のサポート体制も不十分。

② 農林水産物輸出特有のリスク（家畜伝染病・病害虫の発生、輸入規制強化等による輸出不能の長期化）

③ 輸出拡大に不可欠な食品加工・流通分野の投資促進

輸出目標実現に重要な加工食品、輸出拡大に不可欠な輸送時間の短縮・輸送コスト低減への民間投資を促す必要。

④ 輸出先国における物流・販売体制

大口ロット販売・品質の確保のためには輸出先の棚の確保、コールドチェーン等の物流・販売拠点の確保が重要。

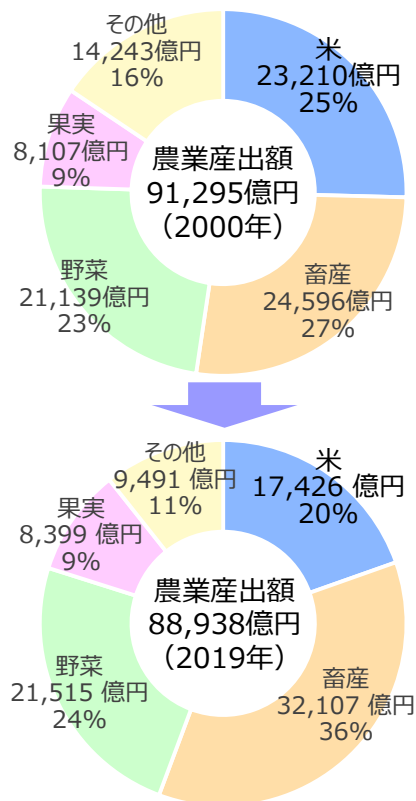
1. 農業経営の構造変化をめぐる論点

2. 米・水田農業の現状分析と今後の課題

我が国の農業における米・水田農業の位置付け

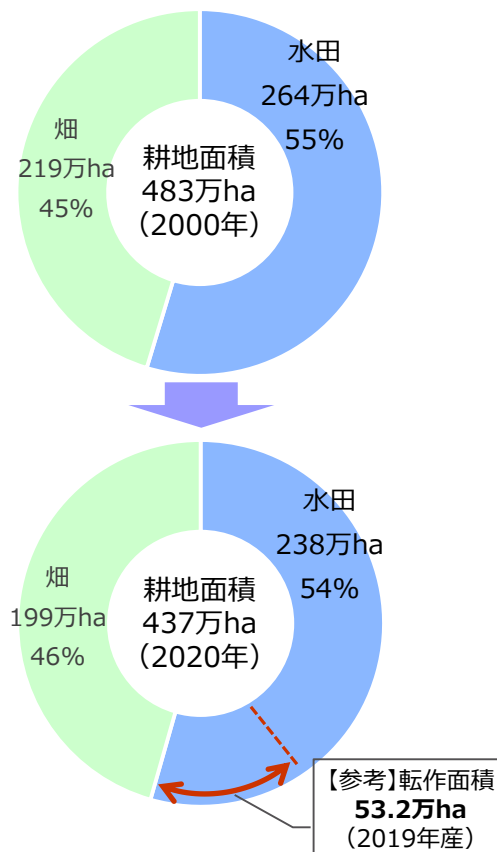
- 我が国のモンスーン気候に適する米・水田農業は、歴史的にも今日的にも、我が国農業の中心的役割を担っている。
- 農業産出額に占める米の割合は約20年で4分の1から5分の1へ減少しているが、耕地に占める水田の割合や米を作付する農業経営体の割合はなお過半を占めている。
- 米・水田農業の持続的な発展を確保することは、我が国農業の極めて重要な課題である。

1. 農業産出額に占める米の割合



(出所) 農林水産省「生産農業所得統計」

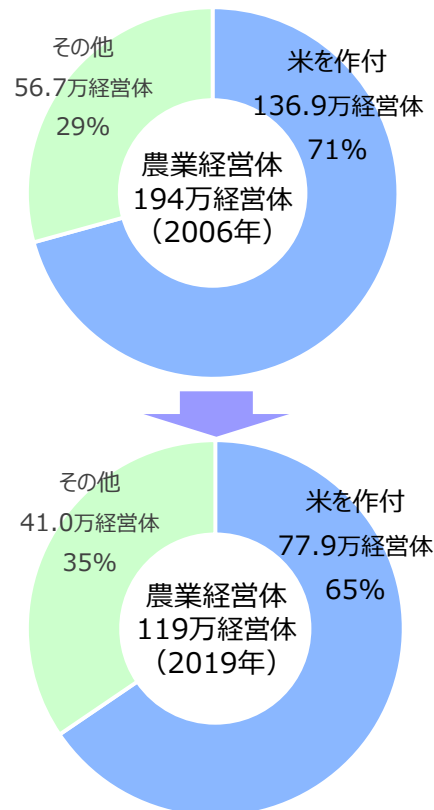
2. 耕地に占める水田の割合



(出所) 農林水産省「作物統計調査」

(注) 「転作面積」は水田活用の直接支払交付金の対象作物の支払面積(2019年産)である。

3. 米を作付する農業経営体の割合



(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」

(注) 「農業経営体」とは、①経営耕地面積(所有-貸付-耕作放棄+借入)が30a以上のもの、②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上(肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など)の農業を行うもの、③受託して農作業を行うもの(世帯、法人、任意組織)をいう。

米・水田農業等への財政支援（イメージ）

- 米・水田農業の維持・発展や米の安定供給に対しては、様々な財政支援が用意されている。主なものとしては、水田における転作助成金である「水田活用の直接支払交付金」や、ミニマム・アクセス（MA）米及び政府備蓄米制度がある。
- また、耕作地の過半が水田であることを踏まえれば、「農業農村整備事業（NN）関係」等についてもその多くが米・水田農業に充てられていると言える。

【直近の執行額の平均値】

①水田活用の直接支払交付金

- 主食用米の長期的な減少等を踏まえ、水田での転作物物の作付を支援する転作助成金

約3,000億円/年

②ミニマム・アクセス（MA）米

- 米の国境措置を維持する一方、最低限の米の輸入機会を提供するためのMA米の管理コスト・売買差損

約350億円/年

③政府備蓄米

- 不測の事態に備えた政府備蓄米の管理コスト・売買差損

約450億円/年

④ナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）

- 米や麦などの価格低下等による収入減少の9割を補填（ただし、米価が下げ止まっているため近年の執行は低調）

約100億円/年

⑤農業農村整備事業（NN）関係

- 水田の生産性向上等のための土地改良事業（水利施設等の更新投資に約4,000～4,500億円、ほ場整備に約1,500～2,000億円）

約6,000億円/年
(補正予算を含む)

⑥多面的機能支払交付金

- 農地の多面的機能を支える共同活動への支援等

約500億円/年

⑦中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の維持のための支援

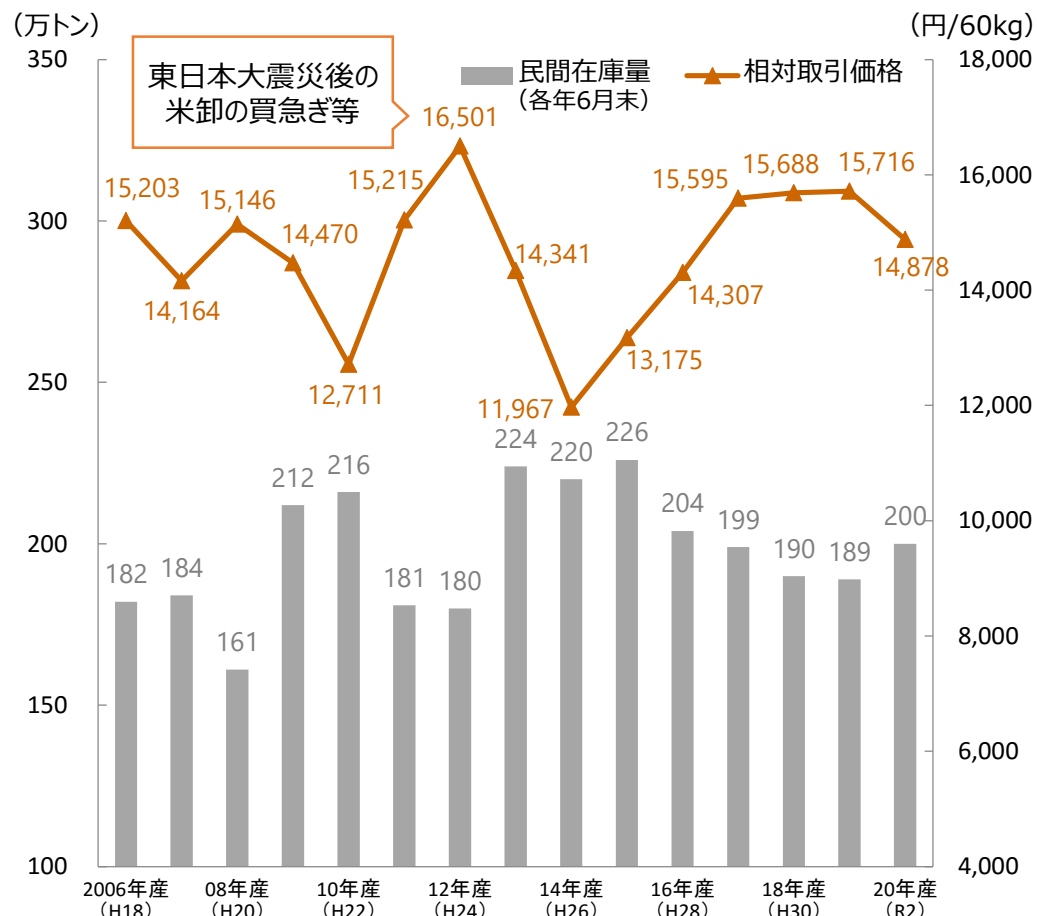
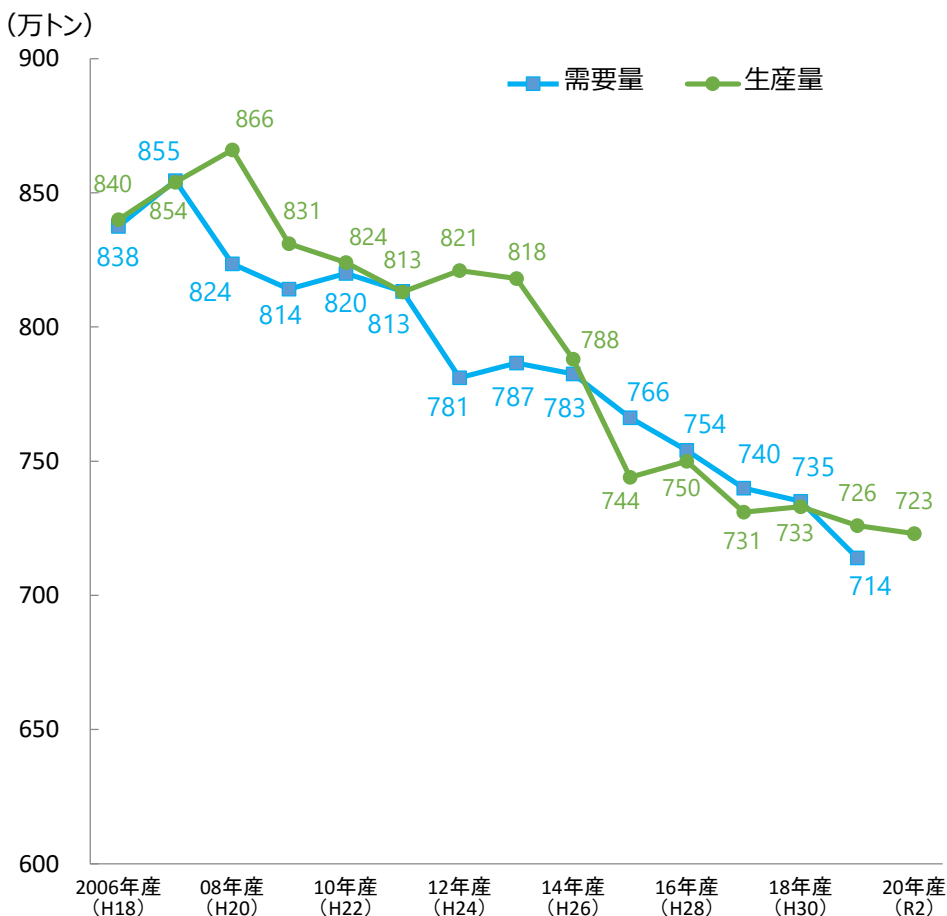
約250億円/年

主食用米の需給と価格の動向

- 主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化により中長期的に減少傾向。最近は需要減少が加速化（▲10万トン/年）。これに合わせて、生産量を減少させている。
- 価格は、需給状況を反映した民間在庫量に大きく影響を受け、在庫量増加時には価格下落、在庫量減少時には価格上昇を伴っていることが見て取れる。

1. 主食用米の需要量と生産量の推移

2. 主食用米の相対取引価格と民間在庫量の推移



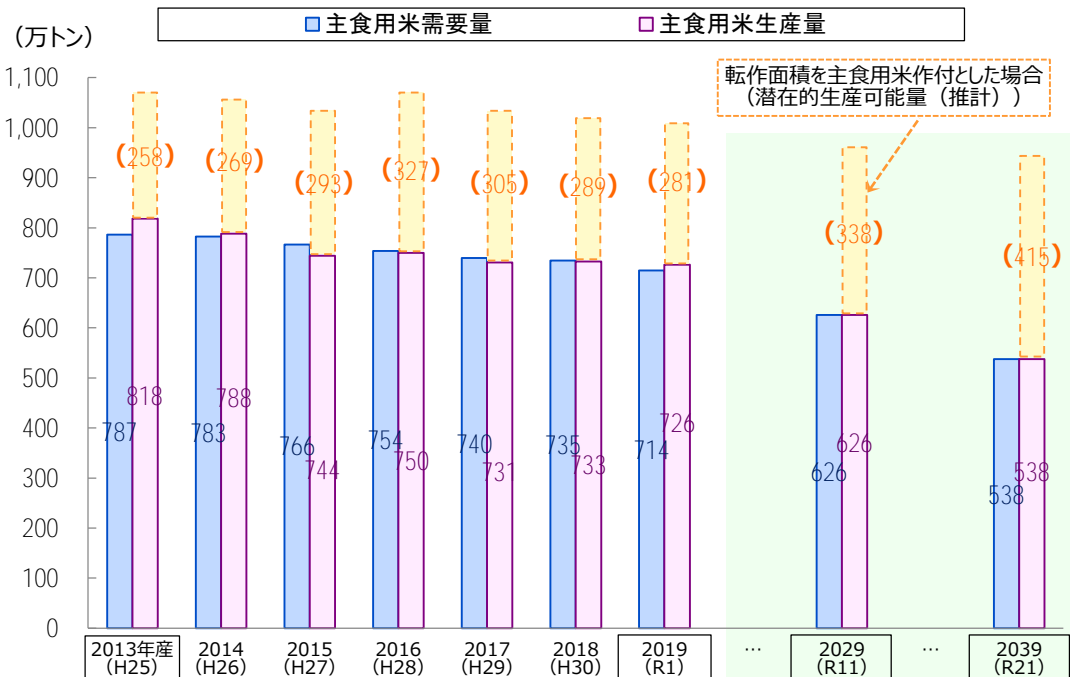
(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

(注) 相対取引価格は、出回り～翌年10月（2020年産は2021年3月）までの相対取引価格の平均値であり、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

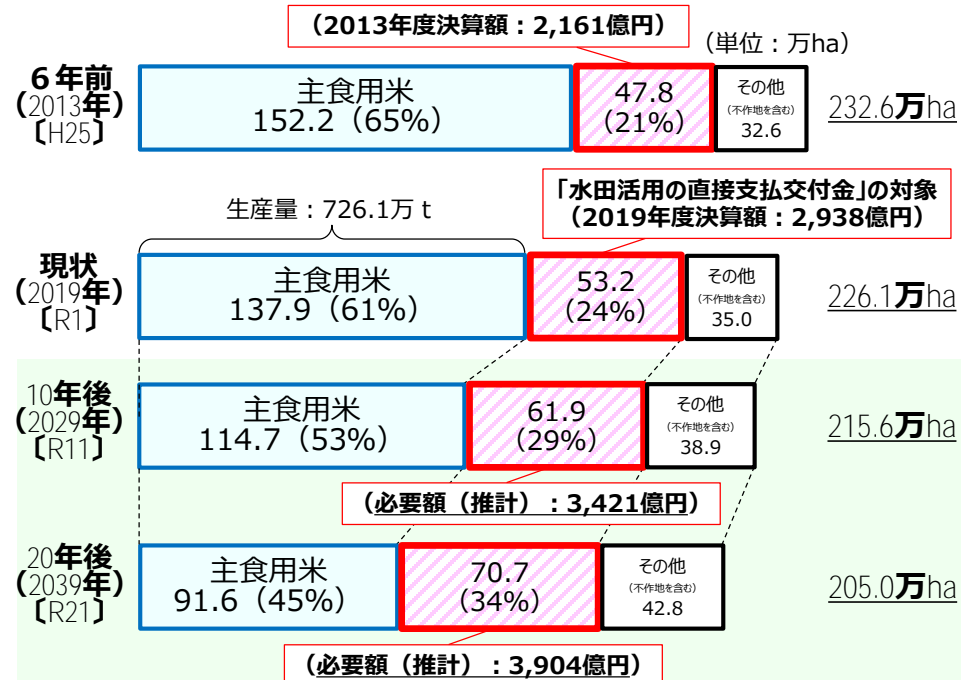
主食用米の生産抑制

- 主食用米の価格の安定を目的として、国が、2003年（平成15年）までは転作面積を、2004年（平成16年）から2017年（平成29年）までは生産数量目標をそれぞれ配分してきた。2018年（平成30年）からは国による生産数量目標の配分は行わず、農業者の経営判断によることとされている。
- 他方、2018年（平成30年）以降も「水田活用の直接支払交付金」による転作作物への作付に対する助成が続いており、生産抑制支援が行われている。
- 今後、我が国の人口減少は避けられないが、生産抑制を続けるのみでは持続的な発展は望めず、国内外の新たな需要を開拓するという視点が不可欠。

1. 主食用米の需給の動向及び潜在的生産可能量（推計）



2. 水田の利用状況と「水田活用の直接支払交付金」のコスト



(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」

(注1) 2013～2019年産までの潜在的生産可能量は、主食用米の10a当たり収量（農林水産省「作物統計（作況調査）」）を基に、「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

(注2) 2029年産及び2039年産の主食用米の需要量は、2020年産以降も近年（1996～2019年産まで）のすう勢（減少割合）が続くものと仮定して機械的に推計。また、2029年産及び2039年産の主食用米の生産量は、需要量と同量として仮置き。

(注3) 2029年産及び2039年産の潜在的生産可能量は、2020年産以降の主食用米の作付面積及び生産量（推計）の割合を基に、「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」等

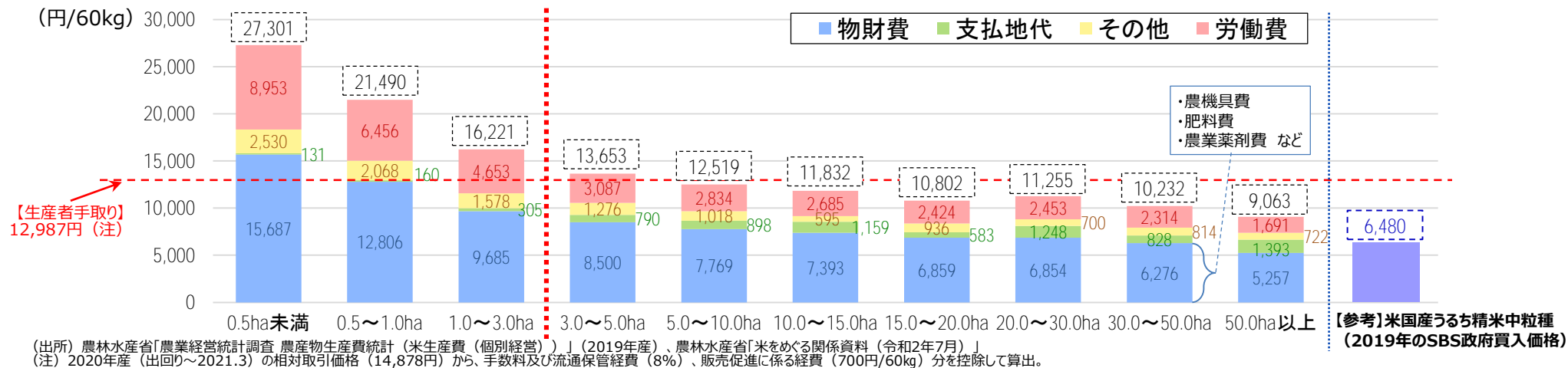
(注1) 10年後（2029年）及び20年後（2039年）の面積は、2020年以降も2013～2019年までのすう勢が続くものと仮定して機械的に推計。

(注2) 10年後（2029年）及び20年後（2039年）の「水田活用の直接支払交付金」の必要額は、2020年以降の対象面積の増加割合と同様の割合で増加するものと仮定して機械的に推計。

経営規模別の生産コストの内訳と米生産・転作の状況

- 生産コストが手取りを上回り、自己の労働コストを除くと何とか黒字になるかならないかといった小規模経営体の主食用米耕作面積が全体の約4割を占めている。
- 一方で、転作については、本来、主食用米生産の担い手として期待される生産コストの比較的低い大規模・中規模経営体で大宗を引き受けている。
- 大規模・中規模経営体中心の転作が継続すると、我が国の米の生産性・競争力の向上を阻害するおそれ。農業人口の減少が進む中で、小規模経営体の耕地が担い手への着実な集積・集約につながるよう取り組むべき。
- なお、経営規模が50ha以上まで拡大すると60kg当たりの生産コストは9,000円程度まで低下。

1. 経営規模別の米の生産コスト (2019年 (R元年) 産)



2. 経営規模別の水稲（食用）作付面積 (2015年 (H27年))

	3.0ha未満	3.0ha以上	合計
面積 (割合)	55.1 (42.0%)	76.1 (58.0%)	131.2

（出所）農林水産省「2015年農林業センサス」
 （注）組織経営体及び販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けた面積の数値。

3. 「水田活用の直接支払交付金」(うち戦略作物助成) の交付対象者の経営規模別作付面積 (2019年 (R元年) 産)

	3.0ha未満	3.0ha以上	合計
面積 (割合)	6.6 (12.0%)	48.5 (88.0%)	55.2

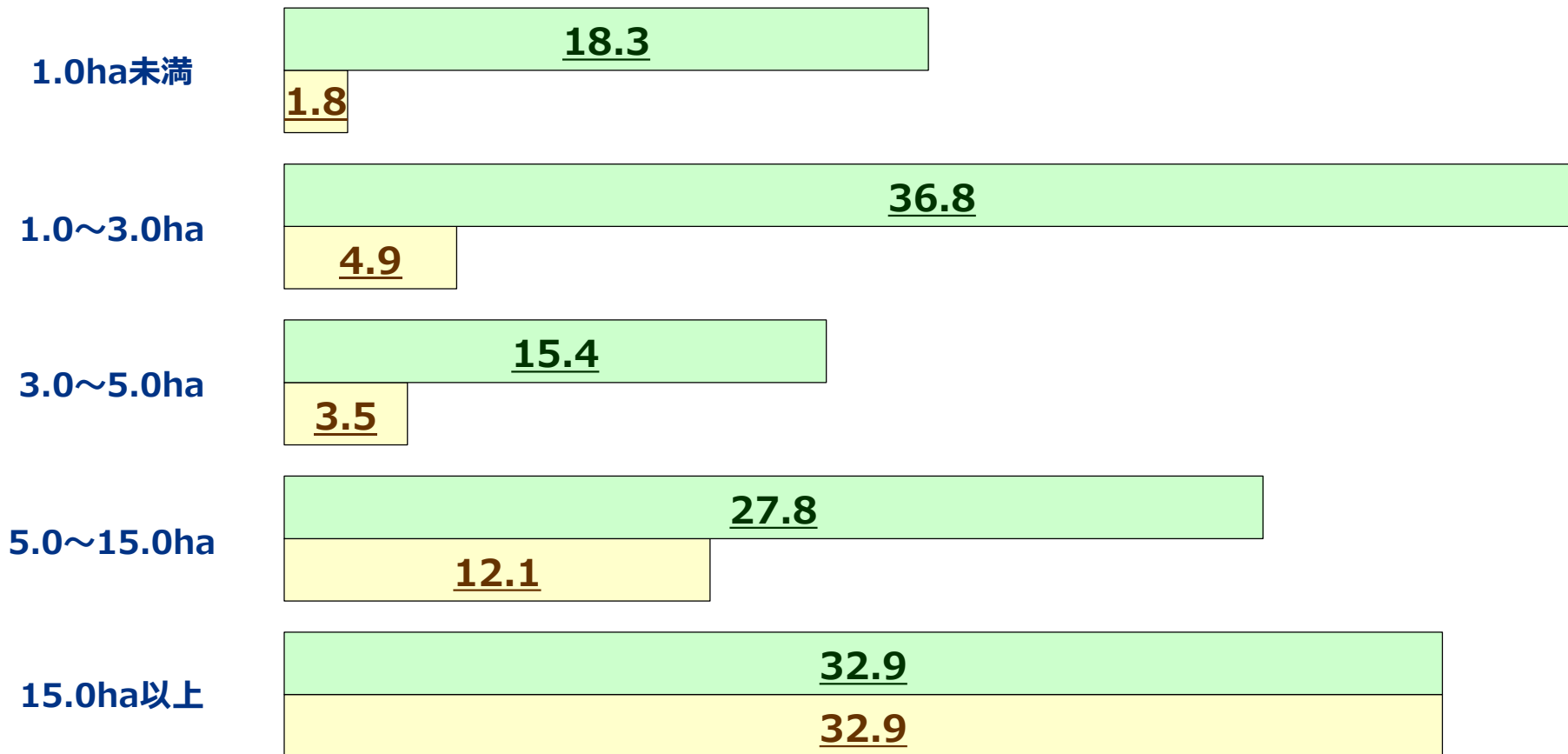
（出所）農林水産省調べ
 （注）経営規模区分は主食用米及び戦略作物の作付面積全体の数値であり、作付面積は戦略作物の作付面積全体の数値（二毛作（麦・大豆・飼料作物）を含む）。

[参考 1] 経営規模別の主食用米作付面積及び転作面積の状況（イメージ）



(経営規模区分)

(単位：万ha)

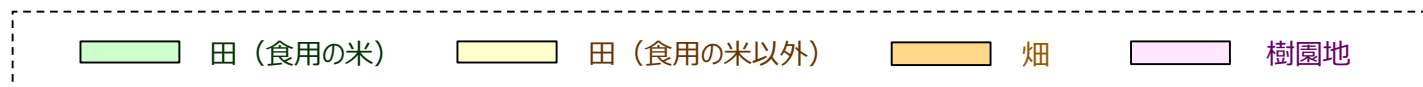


(出所) 水稻（食用）作付面積：農林水産省「2015年農林業センサス」、転作面積：農林水産省調べ

(注1) 「水稻（食用）作付面積」は、組織経営体及び販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けした面積の数値。

(注2) 「転作面積」は、経営規模区分は「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）交付対象者の主食用米及び戦略作物の作付面積全体の数値であり、面積は当該交付対象者の戦略作物の作付面積全体の数値（二毛作（麦・大豆・飼料作物）を含む）。

[参考2] 地域類型別の経営耕地面積における主食用米等の作付割合（販売農家）



	【 田 】		【 その他 】		2015年 (合計)
	田（食用の米）	田（食用の米以外）	畑	樹園地	
都市的地域	21.7 (53.1%)	5.4 (13.3%)	10.7 (26.3%)	3.0 (7.4%)	40.8万ha
平地農業地域	58.6 (41.3%)	17.9 (12.6%)	58.6 (41.2%)	7.0 (4.9%)	142.0万ha
中間農業地域	33.9 (41.9%)	10.2 (12.6%)	30.6 (37.8%)	6.2 (7.7%)	80.9万ha
山間農業地域	11.3 (40.7%)	3.8 (13.6%)	11.3 (40.5%)	1.5 (5.2%)	27.8万ha
(合計)	125.5 (43.0%)	37.3 (12.8%)	111.1 (38.1%)	17.6 (6.0%)	291.5万ha

- 都市的地域：○可住地に占めるDID（人口集中地区）面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の地域。
○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の地域。ただし、林野率80%以上の地域は除く。
- 平地農業地域：○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の地域。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。
○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の地域。
- 中間農業地域：○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の地域。
○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の地域。
- 山間農業地域：○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の地域。

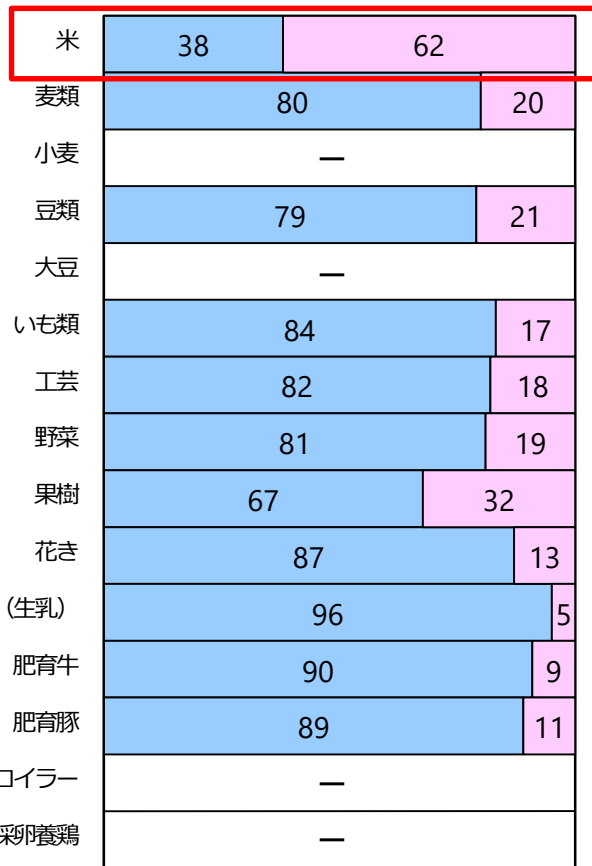
(出所) 農林水産省「2015年農林業センサス」
 (注1) 「田（食用の米）」は、販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）を目的に作付けた面積の数値。
 (注2) 「田（食用の米以外）」は、販売農家において飼料用に供することを目的に作付けた面積、稲以外の作物だけを作付けた面積及び作付けしなかった面積の合計値。
 (注3) 表中の括弧書きは、農業地域類型毎の経営耕地面積における区分毎の面積の割合である。

[参考3] 主食用米の主副業別シェアの推移

- 主食用米（金額ベース）の主業農家シェアは2004年から現在まで約4割との水準は変わらず。
- 他の品目の主業農家のシェアが概ね8～9割であることとの比較で見ても、かなり低い水準。

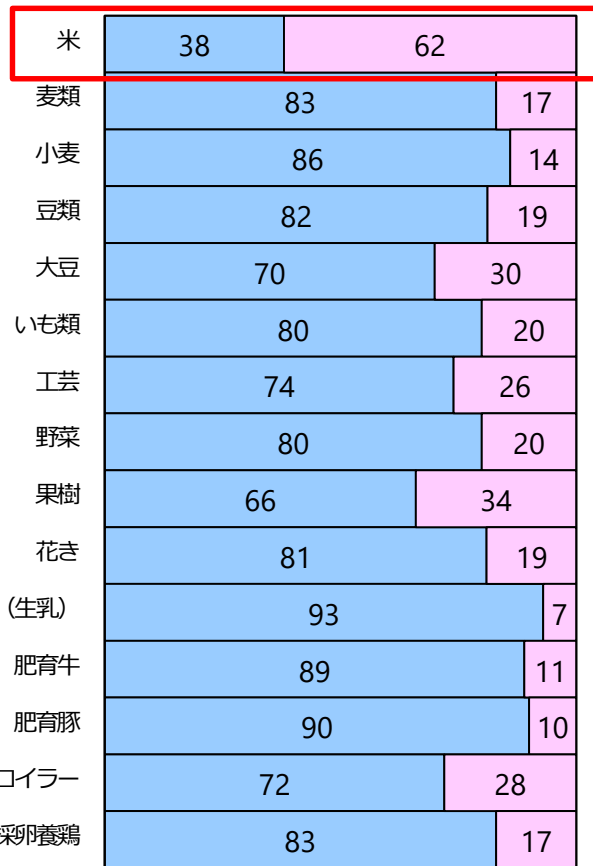
2004年

■主業 ■準主業+副業



2010年

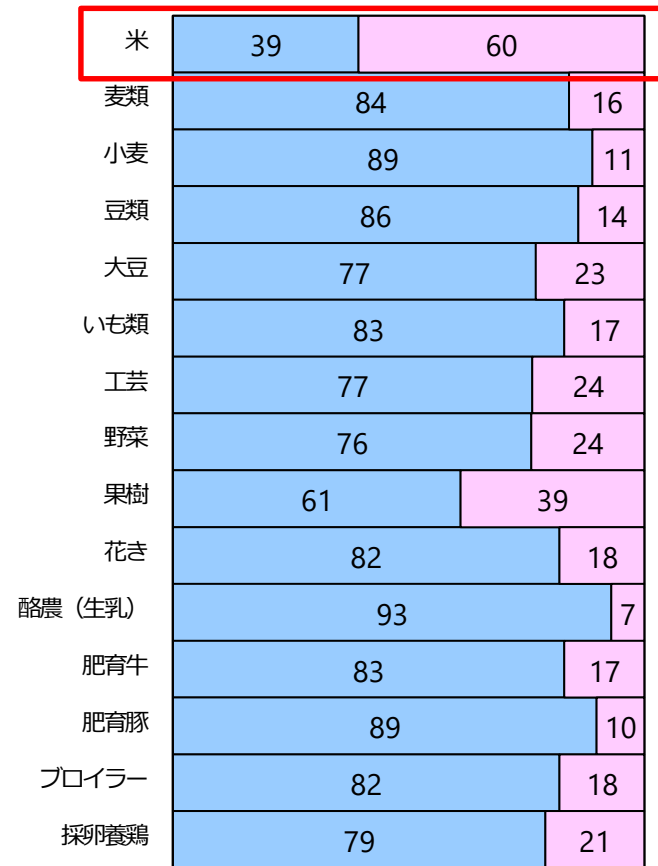
■主業 ■準主業+副業



2018年

（単位：％）

■主業 ■準主業+副業

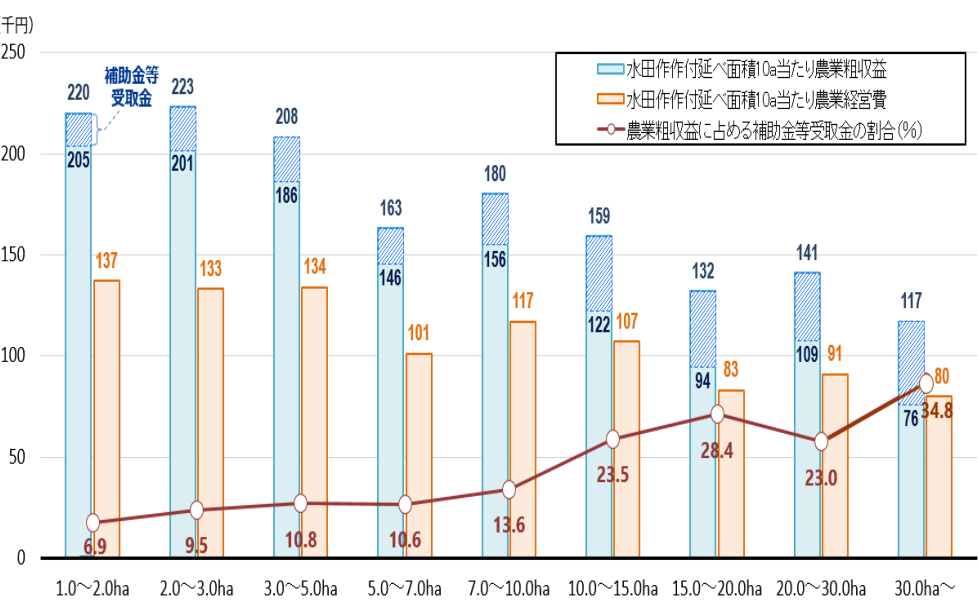


（出所）農林水産省「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）（組替集計）」
 （注1）主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」より推計。
 （注2）主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

[参考4] 水田作経営における大規模経営体の収益性

- 昨年秋の財政制度等審議会において指摘したように、水田作経営の状況を見ると、今後の農業の成長産業化を担うべき大規模経営体の収益性や生産性は必ずしも十分なものとは言えない。
- 経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が増加している。
- このように大規模経営体の収益の増加が妨げられている背景として、水田の転作地の大半が、収益性が低く補助金交付の多い転作作物に充てられるとともに、その交付対象面積について大規模経営体が大きな割合を占めている点が挙げられる。

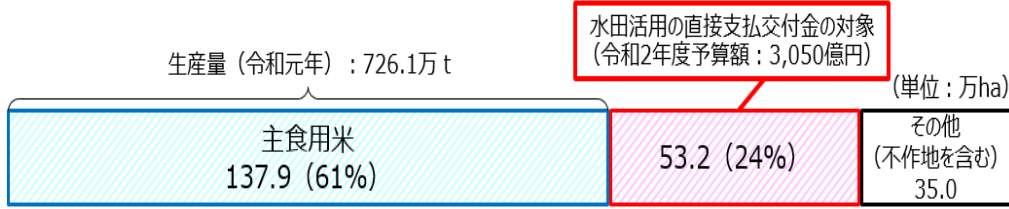
水田作経営（主業）における農業粗収益及び農業経営費（水田作付延べ面積規模別）



(出所) 農林水産省「農業経営統計調査 2018年(平成30年) 営農類型別経営統計(個別経営)」

大規模経営体の農業粗収益の増加に向けた課題

○ 水田（226.1万ha）の利用状況（2019年（令和元年））



(出所) 農林水産省「米をめぐる関係資料」等

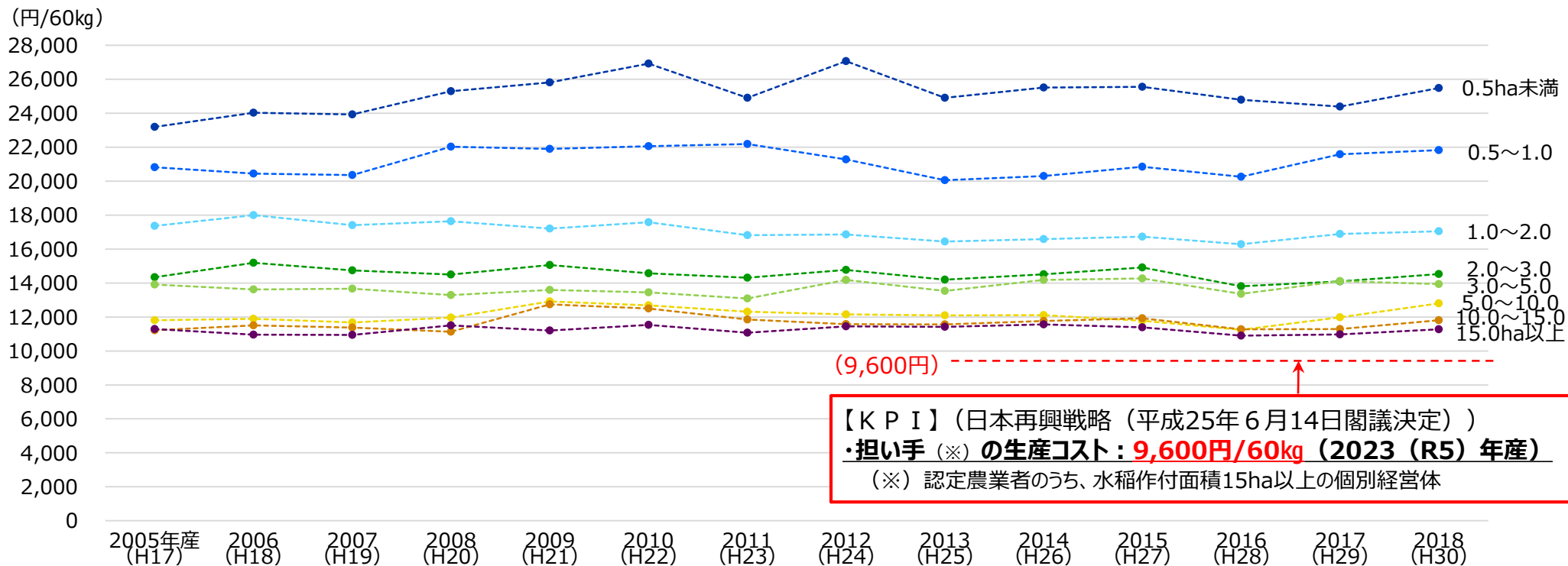
○ 経営規模別の「水田活用の直接支払交付金」(うち戦略作物助成)の交付対象者数・交付対象面積の割合(2019年(令和元年))

経営規模	3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~15ha	15ha以上	全体
交付対象者数の割合	65%	11%	11%	5%	9%	100%
交付対象面積の割合	12%	6%	12%	10%	60%	100%

主食用米の生産コストの推移

- 主食用米のここ約15年間の生産コストの推移を見ると、経営規模の大小を問わずほぼ横ばい。
- 2013年（平成25年）に15ha以上の担い手の生産コストを2023年（令和5年）に9,600円/60kgまで引き下げるという目標を閣議決定しているが、11,000円/60kg程度で推移。
- 長期にわたる生産抑制が、大規模経営体を含め生産性向上のインセンティブを阻害している可能性。
- 生産性向上は、国内外の新たな需要の喚起につながることなどからも重要であり、その具体的な道筋を描くためには、農地の集積・集約化の促進に加え、単収の引上げ、農業技術の向上、資機材の調達コストの引下げ等が重要なポイントとなる。

米の生産コストの推移（経営規模別）



（出所）農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」（2005～2016年産）、「農業経営統計調査 米生産費（個別経営）」（2017年産及び2018年産）

（注1）生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

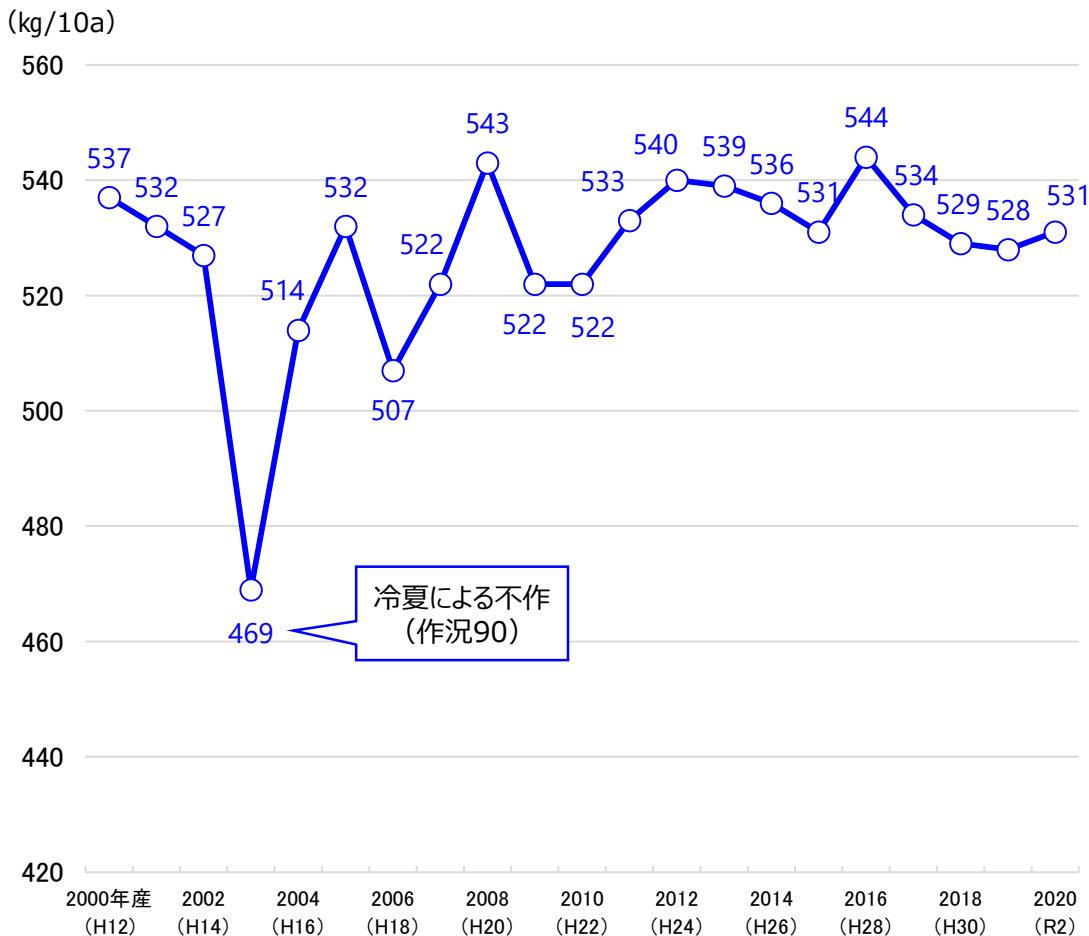
（注2）食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けした水稻を対象とした数値。

（注3）60kg当たりの米の生産コスト（全国平均：個別経営）は、2005年産で16,750円、2018年産で15,352円となっており、その比較では約8%減少している。

[参考1] 水稻収穫量の年次別推移

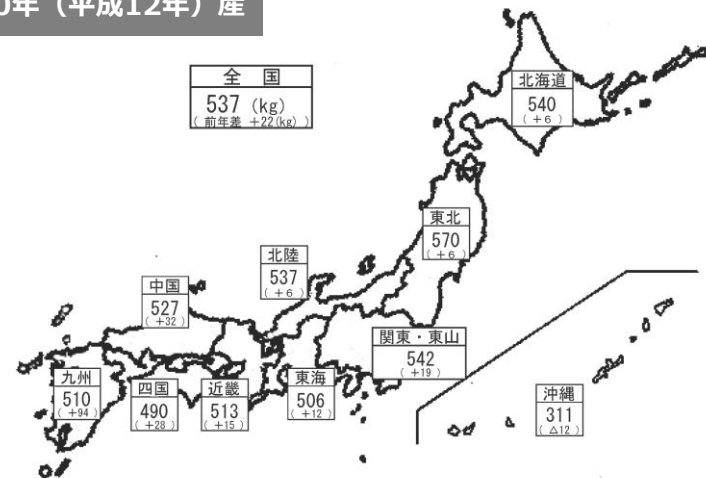
- ここ20年間の水稻の単収（10a当たり収量）は、横ばい状態。
- 地域別に見ると、東北や北海道で高く、西日本では低い傾向が見て取れる。

1. 水稻10a当たり収量の年次別推移

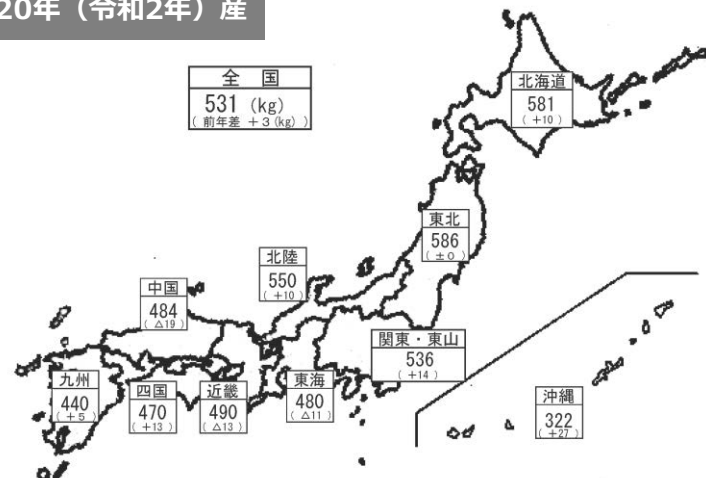


2. 全国農業地域別10a当たり収量

2000年 (平成12年) 産



2020年 (令和2年) 産



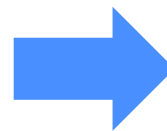
(出所) 農林水産省「作物統計」を基に作成
 (注) 10a当たり収量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。

[参考2] 生産コスト引下げのための取組（主な例）

1. 低コスト生産技術の活用

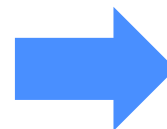
ちよくは 直播栽培

育苗作業や田植え作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培方法



みつなえ 密苗栽培

育苗密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組



2. 機材の調達コストの削減

農業機械の共同利用

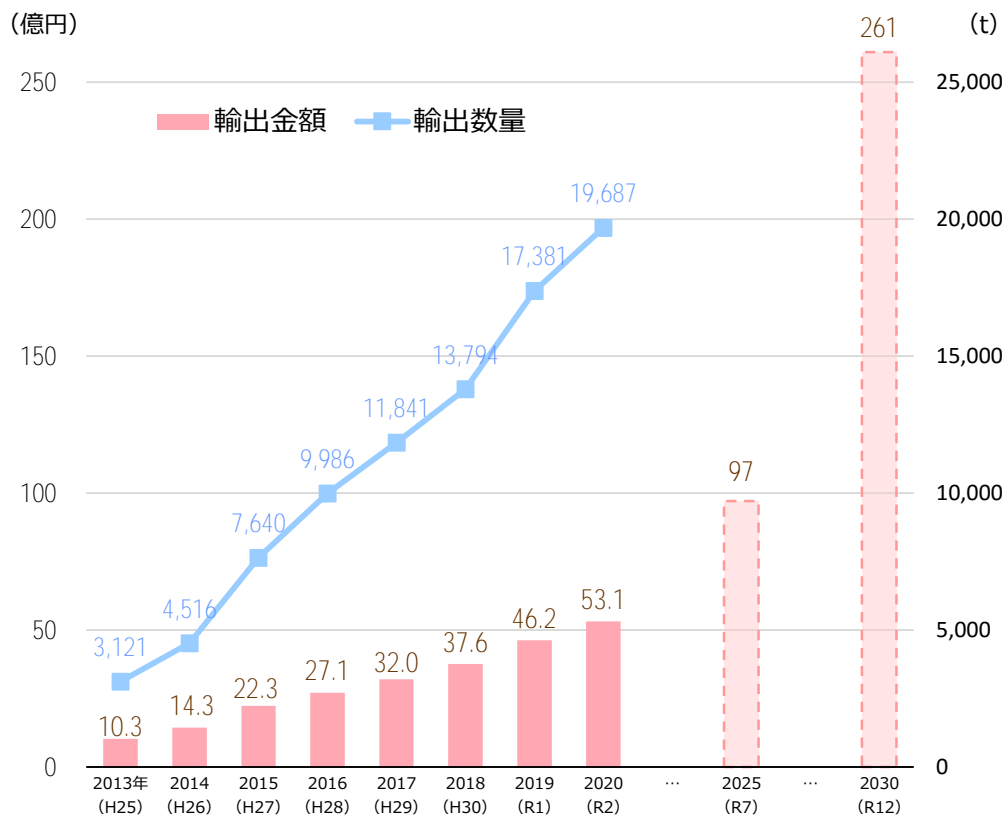
地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用



米の輸出拡大に向けた取組

- 今後、我が国の人口減少は避けられない中で、国内外における新市場開拓が必要となってくる。
- 海外市場を含めた新市場開拓を推進するため、これまで「水田活用の直接支払交付金」を活用してきたところ、2020年度（令和2年度）第3次補正予算において、生産性向上のための取組への支援を拡充。
- 近年、米の輸出が増加基調にあるが、2020年（令和2年）の輸出量は約2万トンであり、国内の主食用米生産量（約720万トン）のわずか0.3%程度にとどまっている。

1. 米（援助米を除く）の輸出実績・目標



(出所) 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
2025年及び2030年の値は、農林水産物・食品輸出本部資料

2. 米の新市場開拓に対する支援策

● 水田活用の直接支払交付金 (2021年 (R3) 当初予算額 3,050億円)

国が全国共通の単価を設定する枠 (戦略作物助成)

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5～10.5万円/10a (標準単収で8.0万円)
WC S用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a

地域ごとに単価を設定できる枠 (産地交付金)

1. 当初配分

国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県等が交付対象作物・交付単価等を決定。さらに、野菜、果樹等の高収益作物の拡大面積部分については資金枠を加算。

2. 追加配分

下記の取組（主なもの）に対し、追加の資金枠を配分。

対象作物・取組内容	交付単価
飼料用米・米粉用米の複数年契約	1.2万円/10a
新市場開拓用米 (輸出用米を含む) の作付け	2.0万円/10a

● 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

(2020年 (R2) 第3次補正予算額 290億円)

水田リノベーション産地・実需協働プラン（産地と実需者が連携し、必要な生産対策や需要創出に向けた目標等を盛り込んだ計画）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等で生産するために必要となる低コスト生産等に対し、取組面積に応じて支援。

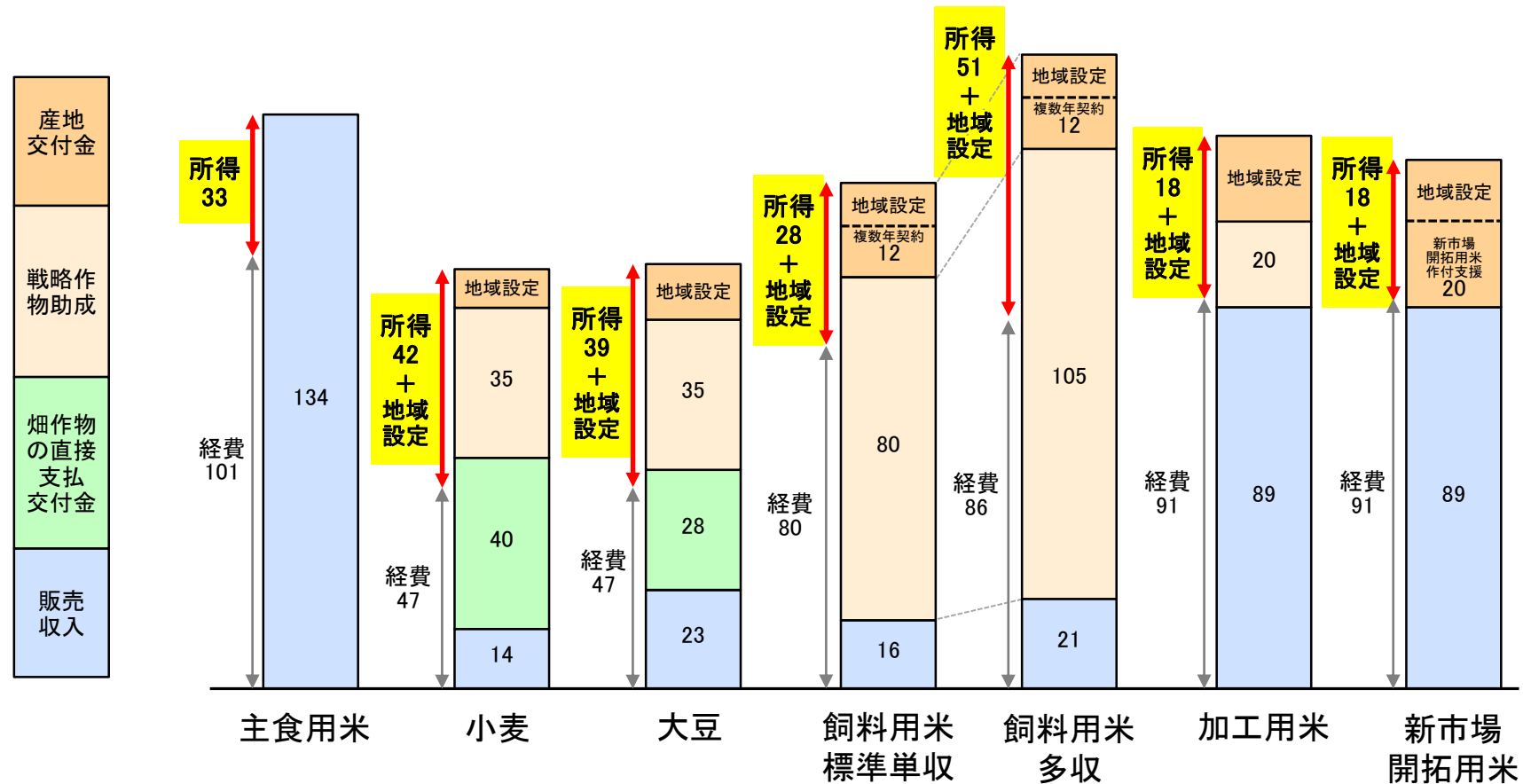
[交付単価] **4万円/10a**

[対象品目] **新市場開拓用米**、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

[参考] 水田における主食用米等の所得（10a当たりのイメージ）

農林水産省資料より抜粋

（単位：千円／10a）



注1) 販売収入

- ・主食用米の販売収入は、令和2年産の相対取引価格から算定。
- ・小麦、大豆の販売収入は、平成28年産から平成30年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2) 交付金

- ・水田活用の直接支払交付金の産地交付金については、地域の实情に応じて設定される（国から都道府県への取組に応じた配分（新市場開拓用米の作付け、飼料用米の複数年契約）の単価のみ記載）。

注3) 経営費及び労働時間

- ・主食用米、加工用米、新市場開拓用米の経営費は令和元年産の農産物生産費統計の全国平均及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費から算定。なお、主食用米は販売促進にかかる経費も加えて算定。
- ・小麦、大豆は平成28年産から平成30年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・飼料用米は、主食用米の経営費から乾燥調製に係る費用を調整し算定。また、単収が標準単収値 + 150kg/10a となる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

米の輸出拡大のさらなる可能性（輸出事業者の声）

- 海外コメ市場開拓にあたり、生産者に求められるのは、プロダクト・アウト（作ったものをどうやって売るか）からマーケット・イン（誰に、いつ頃、どんな製品を、どれだけ、いくらで売るために、生産コストをいくらにするか）への意識改革。
- 輸出事業者として直面・克服してきた課題は、一定品種で一定ロットの安定供給や品質管理（日本産米に理解のない現地物流に委ねると他の穀物並みの輸送・管理で品質劣化）。外食では複雑な炊飯方法を如何に教育するか、あるいは自動化を支援するか（人件費削減につながる）も鍵。
- 日本産米の可能性は高く、価格7,000円/60kgであれば、現状においてもアジア地域で10万トン程度の消化は十分可能との感触（足もとの米の総輸出量は約2万トン）。
- これを50万トンなどさらに拡大させるとするのであれば、市場開拓に加えて物流のキャパシティを向上させる必要。
- 昨年や一昨年は、価格が上昇したこともあり、輸出用米がニーズがあるにも関わらず十分に確保できなかったとの声がある。
- 国の輸出支援策として、マーケティングにも力を入れてもらっているが、日本産米全体としてのブランディングなどにも取り組むべきではないか。また、カリフォルニア米の現地価格の定点観測など息の長い競合分析などがあると良い。

（財務省による聞き取り）

米・水田農業の今後の方向性

(これまでの取組み)

- 主食用米については、少子高齢化・食生活の変化により他の農産品との比較においても国内の需要減少が急激に進んだことに対して、政府による生産抑制支援に頼った大幅な生産縮小で対応せざるを得なかった。
- 転作の大宗を大規模・中規模経営体で消化してきたこともあり、（水田の集積に比して）主食用米生産の集積の進みは遅く、比較的規模が小さく主食用米生産では安定経営ができないと考えられる経営体の耕作面積がなお全体の4割を占めている。
- 本来、集積による果実を最も享受するはずであった大規模経営体においても、主食用米の生産性向上が停滞。転作地の大半が、収益性が低く補助金交付の多い転作作物に充てられている。



(今後の方向性)

- 近年、世界的な日本食の普及やアジア諸国の所得向上により日本米需要の拡大は現実的なものとなっている。こうした環境変化を確実に捉え、海外マーケットをはじめ新市場開拓を加速化し新たな米需要を早急に創出することが、米・水田農業が持続的な発展を果たすための極めて重要な鍵となると考えられる。
- そのためにも、マーケット・インの発想を持って新市場開拓に挑戦する農業者に対して、その生産性向上をどのような形で支援すべきか早急に検討を深める必要がある。加えて、販路の開拓や輸出物流の整備などについて、現場のニーズもよく汲み取り、実効性のある支援策を考えていく必要。
- まずはこのような新市場の開拓に早急に取り組む必要があるが、あわせて、主食用米生産全体について、農業人口の減少の中で集積・集約を着実に進めることなどにより、生産性・競争力の向上を目指すべき。これがさらに国内外の新規需要を開拓するとの好循環につながることが期待される。
- なお、今後、我が国の人口減少は避けられない中で、新市場開拓とあわせて引き続き転作も必要と考えられるが、こうした転作地においても高い生産性・収益性を追求すべきである。